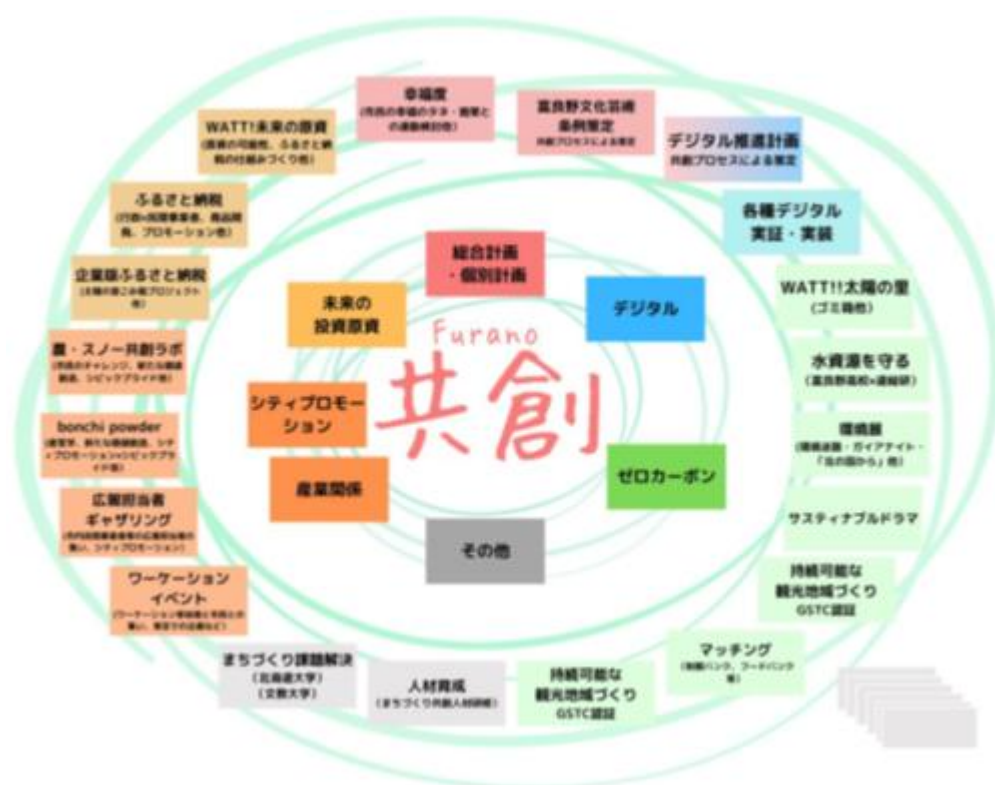


令和8年度 共創まちづくり推進事業 募集要領



(図：新たな「共創」の動き)

公募期間

令和8年6月30日(火)～8月31日(月)

※申請予定額が予算の範囲内の場合は、追加募集を行う予定です。

1 共創まちづくり推進事業について

(1) 富良野市共創まちづくり推進指針について

富良野市共創まちづくり推進指針（以下、「指針」という。）は、第6次富良野市総合計画のまちづくりのスローガン「美しい その先へ。WA!がまちふらの」を進める基本アプローチ「共創」の基本的な考え方を整理し、職員、市民、民間団体等へ浸透・実践を積み重ねることで、共創のまちづくりを進めるため策定いたしました。本事業における共創の考え方や進め方については、指針に基づき実施されるものとします。

【まちづくり共創指針について】

<https://www.city.furano.hokkaido.jp/life/docs/1040029.html>



(2) 共創まちづくり推進事業の目的について

本事業は、地域、行政課題が多様化しているなか、市民団体、企業、NPO等（以下、「民間団体等」という。）のアイデアやリソースを活用し、それぞれの持っている力の相乗効果と共創の手法によって、行政・地域課題の解決を図るとともに、アイデアが生み出され続ける共創のまちづくりを推進することを目的に実施するものです。

(3) 共創まちづくり推進事業とは

本事業の具体的な取り組みは次のとおりです。なお、課題解決に向けては、共創要素を取り入れることが原則になります。

・テーマ型共創事業（行政課題）の公開及び提案受付について

民間団体等から提案を受けたい行政課題について、市ホームページで公開し、共創により課題解決を図ります。

・フリー型共創事業（自由な発想）の提案受付について

市のまちづくりの課題など、すべての行政課題や地域課題について、民間団体等からの自由な発想に基づき提案を受け、共創により課題解決を図ります。

・提案の応募について

共創まちづくり推進事業に応募する民間団体等については、必ず共創の窓口で事前相談を行った上で、次に掲げる書類を作成し、共創の窓口へ提出してください。なお、富良野市共創推進事業事業助成金の活用を予定している場合は、「2 富良野市共創推進事業助成金について」を参照の上、提案書等の書類の提出を行ってください。

ア 共創まちづくり事業提案書（様式第1号）

イ 団体概要書（様式第2号）

○富良野市からのテーマ型共創事業（行政課題）については、以下よりご確認ください。

テーマ型共創ウェブサイト

<https://www.city.furano.hokkaido.jp/life/docs/1254082.html?cat=/life/machizukuri/sougoukeikaku/>

(4) 「共創の窓口」について

共創の取組を推進するために「共創の窓口」を富良野市企画振興課内に設置いたします。本事業や共創に関する最初の相談窓口となります。

富良野市弥生町1番1号

担当：共創の窓口（富良野市総務部企画振興課企画振興係）

電話：0167-39-2304

メール：kikaku-ka@city.furano.hokkaido.jp

2 富良野市共創推進事業助成金について

共創まちづくり促進事業の提案に係る事業を行うにあたり、必要に応じて、富良野市共創推進事業助成金交付要綱（以下、「要綱」という。）に基づき、富良野市共創推進事業助成金（以下、「助成金」という。）を助成いたします。

(1) 対象事業について

次の要件を全て満たす事業が対象となります。

- ① 共創まちづくり推進事業に基づく提案事業であること
- ② 公益的な事業であり、団体や市、市民等が指針に基づく取り組みことによって、本市の課題解決が図られる事業であること
- ③ 先進性、先駆性等の工夫やアイデアがあり、新しい視点からの取り組みである事業であること
- ④ 市内で行われる事業であること
- ⑤ 市が実施する事業と重複しない事業であること
- ⑥ 助成金の採択決定があった日からその日が属する年度内に完了する事業であること
- ⑦ 予算の見積もり等が適正である事業であること
- ⑧ 助成金対象経費が5万円を超える事業であること
- ⑨ 次の各号のいずれにも該当しない事業であること
 - ア 国、地方公共団体およびそれらの外郭団体から助成を受けている事業
 - イ 事業の効果が特定の個人または団体のみに帰属する事業
 - ウ 専ら営利を目的とする事業
 - エ 公益性を欠く事業
 - オ 法令等に違反する事業
 - カ 政治活動または宗教活動を行うことを目的とする事業
 - キ 講演会、研修会およびイベント等の開催を主たる目的とする事業
 - ク その他、市長が適当でないと認められる事業

(2) 対象団体について

次の要件を全て満たす団体が対象となります。

- ①法人格を有する団体又は富良野市内に活動拠点を有し、5人以上で構成されている法人格のない市民活動団体等
- ②助成対象事業を確実に遂行することができると思われる団体であること
- ③1年以上継続して活動していること
- ④組織の運営に関する定款、規約等を定めていること
- ⑤予算、決算等の事務が適正に行われていること
- ⑥富良野市暴力団排除条例（平成26年条例第28号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係事業者に該当しない者であること。

（3）採択金額・件数について

採択件数の上限はありませんが、予算の範囲内において採択を行います。また、複数の事業を採択する予定のため、1件あたりの助成金額は100万円以内といたします。

（4）助成対象経費について

助成対象経費は、助成対象経費に相当する額（その額が100万円を超える場合は100万円）とし、次に掲げる経費以外の経費で、助成金の交付決定のあった日以降に属する年度内に支出されたものとし、なお、備品購入費については、貸与年数期間の1年分を上限とします。

- ①団体の構成員に対する人件費、謝礼及び助成対象事業に直接関係のない旅費
- ②団体の経常的な活動に要する運営維持費
- ③飲食に係る経費
- ④ノベルティ等で地域の特産品等を提供する以外の景品や賞品に係る経費
- ⑤助成対象事業に直接関係のない備品購入費
- ⑥家屋の取得、維持補修、改築等に係る経費
- ⑦土地の取得、造成、補償に関する経費
- ⑧助成金交付決定前に発生した経費
- ⑨その他、市長が適当でないと認められる経費

※対象経費の例示について 7ページ、別表1をご確認ください。

（5）助成金の申請等について

① 助成対象事業の応募

助成金を申請する民間団体等については、必ず共創の窓口で事前相談を行った上で、要綱に定める次に掲げる書類を作成し、共創の窓口へ提案書等の提出を行ってください。なお、制度概要や書類作成等に関する事前相談は随時受け付けいたします。

- ア 富良野市共創推進事業助成金提案書（様式第1号）
- イ 団体概要書（様式第2号）

ウ 富良野市共創推進事業助成金収支予算書（様式第3号）

エ その他、市長が必要と認める書類

② 助成金の正式申請

上記応募の結果、助成金が採択された場合は、要綱に定める次に掲げる書類を作成の上、共創の窓口へ申請書等の提出を行ってください。

ア 富良野市共創推進事業助成金申請書（様式第6号）

イ 富良野市共創推進事業助成金計画書（様式第7号）

ウ 富良野市共創推進事業助成金収支予算書（様式3号）

エ その他、市長が必要と認める書類

③ 助成金の正式申請の提出期間

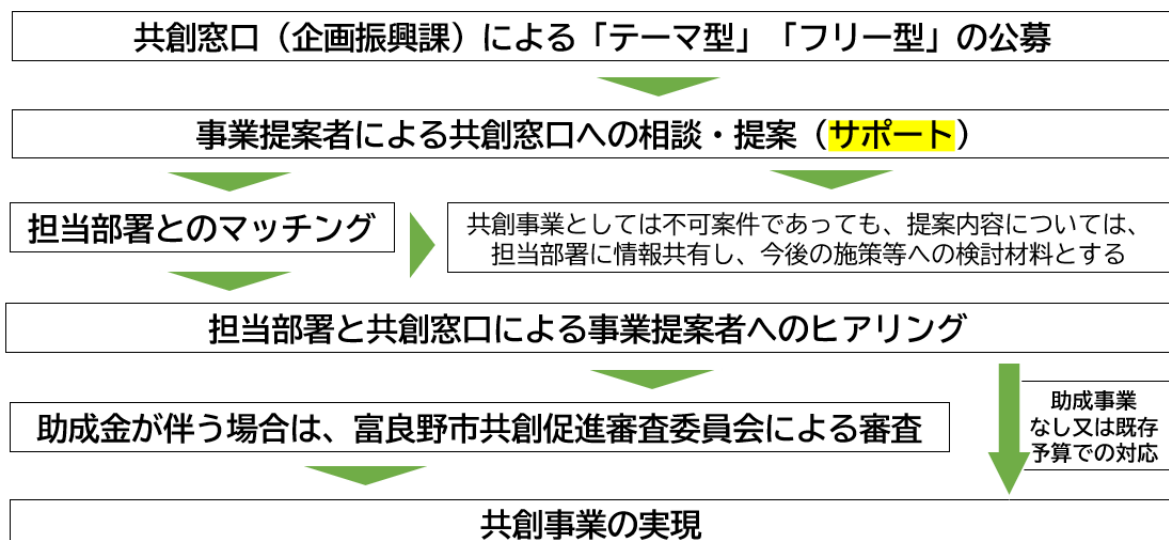
令和8年6月30日（火）～8月31日（月）

※申請予定額が予算の範囲内の場合は、追加募集を行う予定です。

（6）助成金の審査及び助成事業の決定について

助成対象事業の応募があった場合は、市の担当部局等において書類審査及びヒアリングを行った上で、富良野市共創推進事業審査委員会（以下、「審査委員会」という。）において審査を実施し、その結果（採択・不採択）について、応募団体に通知いたします。なお、助成金が採択された場合は、助成金の正式申請を行い、その後、市より助成金交付決定通知書を応募団体に通知いたします。

※フロー図



（7）事業の実施について

① 事業実施期間

交付決定前の事業着手は出来ませんので、ご留意願います。事業終了は令和9年3月5日（金）までとなります。

(8) 事業内容の変更・中止について

①事業内容の変更・中止について

助成金の交付決定を受けた団体（以下、「助成対象団体」という。）が、「(4) 助成金の申請等について、②助成金の申請書類」の内容を変更しようとするとき、または、事業を中止しようとするときは、あらかじめ共創の窓口で事前相談の上、要綱に定める次に掲げる書類を作成の上、共創の窓口へ提案書等の提出を行ってください。なお、軽微な変更である場合は、該当する変更内容を共創の窓口へ届け出るものとします。

ア 富良野市共創推進事業助成金（変更・中止）承認申請書（様式第12号）

②事業内容の変更・中止の決定について

事業内容の変更の届出があった場合は、審査委員会により承認の可否を決定いたします。

(9) 実績報告について

① 実績報告書の提出について

助成対象団体は、助成対象事業終了後速やかに、要綱に定める次に掲げる書類を作成の上、共創の窓口へ提案書等の提出を行ってください。なお、実績報告書の最終提出期限は令和9年3月5日（金）までとなります。

ア 富良野市共創推進事業助成金実績報告書（様式第15号）

イ 共創推進事業助成金収支決算書（様式第15号別表2）

ウ 共創推進事業助成金収支決算の内訳（様式第15号別表3）

エ 共創推進事業に要した費用の領収書の写し

オ 共創推進事業の実施に係る日程、参加者名簿、記録写真等活動実績を明らかにする写真

② 共創の取組モデルの紹介事例への掲載について

本事業の取り組みを周知するため、指針への紹介事例集への掲載について、共創の窓口が指定する期日までに提出いただきます。

(10) 助成金の交付について

① 助成金の交付決定及び交付について

助成対象団体より実績報告書の提出があった場合は、その内容を確認した上で助成額の決定を行います。

② 助成金の一部交付について

本事業を円滑に実施できるよう、すでに発注済みの物品等に係る経費分に限り、助成金の交付予定額の2分の1を上限として1回に限り事前交付することができます。事前交付を受けようとする助成対象団体は、要綱に定める富良野市共創推進事業助成金概算払申請書（様式第9号）を共創の窓口へ提出してください。

3 助成金を活用しない事業提案について

民間団体等の資金や富良野市の既存予算の活用、また、事業内容により予算不要な共創事業の提案についても、共創の窓口にご相談ください。

4 各種様式について

共創まちづくり推進事業に係る申請書等の様式につきましては、HPよりダウンロードしていただくか、共創の窓口で受け取りください。

5 Q&A

質 問	答 え
地域課題とはどのような意味か？	特にテーマを限定していませんが、地域が抱える課題を解決することによって市民が広く恩恵を受けるような公共性がある課題のことです。提案団体に関係ある人や団体だけが恩恵を受けるものや、グループ内の親睦のために行う事業は対象にはなりません。
先進性、先駆性等の工夫とはどのような意味か？	提案団体がすでに行っている事業や、市や他の団体が行っている事業は原則対象にはなりません。ただし、既存事業において、本事業を活用することにより、今までにない効果をもたらす、広く市民が恩恵を受けられるものについては、対象となります。
共創要素をどのように、どこのタイミングで取り入れたら良いのかわからないのですが？	共創の大事な視点として、指針7ページに記載しています「3つのキーワード」が重要です。決まった形はありませんので、まずは「共創の窓口」までご相談願います。
事業実施にあたり、参加費や協賛金など徴収しても問題ありませんか？	助成金対象事業の場合は、原則として助成金額から収入相当額を除いた金額を交付することとなります
事業は複数年度実施可能ですか？	原則単年度事業となりますが、2年目以降も事業を実施する場合は、再度申請していただきます。
PTAや子ども会からも応募ができますか？	市民団体等も応募できます。ただし、市内に活動拠点を有し、5人以上で構成員され、1年以上継続して活動している団体に限ります。
株式会社が応募することができますか？	株式会社も応募できます。ただし、営利を目的としない場合に限ります。

(別表1)

富良野市共創推進事業助成金交付対象経費の例示

支出科目	交付対象経費（事業目的の遂行上必要な経費に限る）
賃 金	イベント等での警備に係る賃金等
報償費	ワークショップ・講演会・研究会等の講師への謝金、演奏会・アトラクション等の出演料、演技・演奏等の指導料 ※民間団体等の構成員に係る支出は不可 イベント等でのノベルティ。ただし、地域の特産品等に限る。
旅 費	イベント等での講師・出演者・指導者等及び調査研究事業に係る研究員の交通費・宿泊料 ※民間団体等の構成員に係る支出は不可
食糧費 (食材費)	イベント等で無償提供される地域の特産品などの試食等に係る食材費
消耗品費	消耗品代、材料費、試験研究材料、試薬、教材費等
燃料費	発電機等の燃料代
印刷製本費	ポスター・パンフレット・チラシ等の印刷代、PR・記録用写真のプリント費用
光熱水費	イベントでの電気・水道・ガス代
通信運搬費	郵便・切手、電信料、物資等の運送料等
広告費	新聞・雑誌等の掲載経費
手数料	衣装等のクリーニング代 試験検査手数料等 振込手数料、収入印紙、収入証紙
保険料	傷害・損害賠償保険料
委託料	調査・試験研究費、看板等制作費、警備・交通整理費、記録・PR用録音・映像等制作費等
使用料及び賃借料	イベント会場等借上費、音響機材等借上費、バス・トラック等、借上費、著作権使用料、施設入場料等
備品購入費	当該事業を実施するために直接必要な備品。なお、助成事業以外に利用可能な汎用性の高い備品は対象外とする（複写機、パソコン、タブレット、車両等） 助成額は取得価格から減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に係る貸与年数期間を除いた1年分とする。 備品購入費（総額）に係る上限額は当該事業の交付対象経費の5分の1を限度とする。
その他	上記経費のほか事業目的の遂行上特に必要と認められる経費（個別に判断）

(記載例)

(様式第1号)

富良野市共創推進事業助成金提案書

令和〇年〇月〇日

富良野市長 様

住 所 〇〇〇〇
団体名および 〇〇〇〇会
代表者名 会長 〇〇〇〇

富良野市共創推進事業助成金について、次のとおり関係書類を添えて提案いたします。

事業の名称	地域ぐるみで共創のまちづくりを推進しよう
総事業費	260,000円 (うち自己資金 0円)
助成金要望額	260,000円
本事業で解決を目指す地域・行政課題及び目指す将来像(目的)について	<p>第6次富良野市総合計画において、まちづくりを進める基本アプローチの一つとして共創のまちづくりを掲げ、令和7年度より新たに共創推進事業が始まりました。共創の具体的実践では、ワークショップが有効ですが、本地域においてファシリテーターとなれる人材がないのが課題となっています。</p> <p>教育・福祉・労働等の現場や地域には複雑な課題が山積しており、課題解決に向けて対話を深めていくことの重要性は増しています。ファシリテーターとなれる人材が地域にいて、有意義な対話が促進され、地域が主体的に新しい価値を「共」に「創」り上げる協働・連携が生まれ、共創の機会の創出とアイデアが形になる、共創文化の根付いた都市をめざします。</p>
事業の概要(課題解決の概要)	<ol style="list-style-type: none">1. 地域におけるファシリテーター人材の育成<ul style="list-style-type: none">・ファシリテーター養成講習会の開催2. ファシリテーターの活用体制の整備<ul style="list-style-type: none">・育成したファシリテーターの活用を図るため、市で発行している「学びのサポート情報紙マナブック」や共創推進事業におけるワークショップ時に派遣可能なファシリテーターとして紹介し、活用を進めます。
事業の詳細(実施時期・場所、対象者、実施内容)	<ul style="list-style-type: none">・ファシリテーター育成講習会 <p>時期：9月頃 場所：未定 対象者：未定</p>

スケジュール等)	<p>内容：・富良野市共創まちづくり推進指針の内容及びファシリテートの考 え方、具体的な技術を学ぶ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ファシリテーター活用体制を検討するワークショップ <p>・ファシリテーター活用体制の整備 上記ワークショップにより具体的な活用体制を決定する</p>
期待する事業 効果（KPI）	育成講習会受講者数 10名
共創要素	ファシリテーター育成講習会によるワークショップの開催
独自性	市民が主体的に共創のまちづくりを推進する初めての取組
実施体制及び 協力機関	富良野市企画振興課

※記載欄が足りない場合には、適宜、別紙または複数枚に記入すること。

(様式第2号)

団 体 概 要 書

年 月 日

団体名	〇〇〇〇
所在地	〇〇〇〇
代表者	〇〇〇〇
連絡先	氏 名 〇〇〇〇 住 所 〒 〇〇〇〇 〇〇〇〇 電 話 〇〇〇〇 E-mail 〇〇〇〇
設立年月日	〇〇〇〇
設立目的	〇〇〇〇
活動内容	〇〇〇〇
構成員数	〇〇〇〇
備 考	

※次の書類を添付してください。

- ①定款・寄付行為・規約等
- ②提案年度の事業計画書と収支予算書および前年度の事業報告書と収支決算書
- ③役員・会員名簿

(様式第3号)

富良野市共創推進事業助成金収支予算書

【収入の部】

(単位：円)

項目	事業全体 予算額	うち助成 対象経費	備考
市助成金	260,000	260,000	
計	260,000	260,000	

【支出の部】

項目	事業全体 予算額	うち助成 対象経費	備考
報償費	200,000	200,000	育成講習会謝金
消耗品費	33,000	33,000	チラシ作成 30,000円 資料作成 3,000円
広告費	20,000	20,000	新聞折込
使用料	7,000	7,000	ワークショップ会場代
計	260,000	260,000	

- ①「項目」欄には、経費名又は細分された事業（事務）名を記載すること。
- ②「備考」欄には、必要に応じ積算の基礎その他必要な事項を記載すること。

富良野市総務部企画振興課

〒076-8555 富良野市弥生町1番1号

電話 : 0167-39-2304

Eメール : kikaku-ka@city.furano.hokkaido.jp